

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和元年 10 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	海面漁業生産統計調査	2
	国勢調査	4
	賃金構造基本統計調査	6
	人口動態調査	8
2	一般統計調査の承認	11
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	12
	(2) 変更	14

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
令和元年10月9日	海面漁業生産統計調査	農 林 水 産 省 大 臣 官 房 統 計 部 生 産 流 通 消 費 統 計 課
令和元年10月11日	国勢調査	総 務 省 統 計 局 統 計 調 査 部 国 勢 統 計 課
令和元年10月11日	賃金構造基本統計調査	厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官 付 参 事 官 付 賃 金 福 祉 統 計 室
令和元年10月11日	人口動態調査	厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官 付 参 事 官 付 人 口 動 態 ・ 保 健 社 会 統 計 室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	海面漁業生産統計調査
承認年月日	令和元年10月9日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課
目的	本調査は、新統計法に基づき、海面漁業生産統計（基幹統計）を作成し、海面漁業 ^(注) の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。 (注)「海面漁業」とは、海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。以下同じ。）における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
沿革	本調査は、昭和26年に海面漁業漁獲統計調査として開始した後、昭和28年に別途行われていた海面養殖業に係る調査を統合した上で、昭和48年から現在の調査名称である海面漁業生産統計調査に変更し、調査を継続していた。 その後、平成19年には、従来の漁業経営体を対象とする調査から、原則、水揚機関を対象とする調査に変更するとともに、稼働量調査について、行政記録情報等の活用により、かつお・まぐろ類に係る4漁業種類を営む漁業経営体に限定して調査を行うなど、調査体系の見直しを行った。さらに、平成31年には、稼働量調査を廃止し、従来の調査手法に加えオンライン回答を導入するなどの見直しを行った。
調査票の構成	1－海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用） 2－海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）
公表	インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の5月31日、詳細：調査実施年の翌年2月頃までに逐次）
備考	1. 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認 2. 承認内容は、調査の実施によらず、行政記録情報である漁獲成績報告書等を利用して集計を行う漁業種類に「大型捕鯨業」及び「母船式捕鯨業」を追加
調査票－1	海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）
対象範囲（地域）	海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
対象範囲（属性）	海面漁業経営体及び水揚機関
客体数／母集団数	約2,300経営体又は機関
選定方法	全数
母集団情報	前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿
配布・収集	水揚機関用：調査員・オンライン、漁業経営体用：郵送・オンライン、一括調査用：調査員
把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－（調査員）－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－（調査員）－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年1月～3月
調査事項	【水揚機関用・漁業経営体用】1. 水揚機関名・漁業経営体名、2. 法人番号、3. 漁業種別・操業水域別・魚種別漁獲量 【一括調査用】1. 漁業種類・規模別の漁ろう体数、2. 1漁ろう体当たり平均出漁日数、3. 1漁ろう体当たり平均漁獲量

調査票 - 2	海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）
対象範囲（地域）	海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
対象範囲（属性）	海面漁業経営体及び水揚機関
客体数／母集団数	約1,600経営体又は機関
選定方法	全数
母集団情報	前年の調査結果から作成された海面養殖業収獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない養殖業経営体名簿
配布・収集	水揚機関用：調査員・オンライン、漁業経営体用：郵送・オンライン、一括調査用：調査員
把握時	毎年1月1日～12月31日（ただし、のり類及びかき類については、半年毎（1月1日～6月30日、7月1日～12月31日））
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－（調査員）－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－（調査員）－報告者
調査周期	1年（ただし、のり類及びかき類は半年）
実施期間又は提出期限	毎年1月～3月（ただし、半年毎に行うものにあつては、毎年1月～3月及び7月～9月）
調査事項	【水揚機関用・漁業経営体用】1. 水揚機関名・漁業経営体名、2. 法人番号、3. 養殖魚種別収獲量、4. 年間種苗販売量、5. 年間投餌量 【一括調査用】1. 養殖魚種名、2. 養殖方法名、3. 総施設面積、4. 1施設当たり平均面積、5. 1施設当たり平均収獲量

【調査名】	国勢調査
承認年月日	令和元年10月11日
実施機関	総務省統計局統計調査部国勢統計課
目的	統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（統計法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行っており、令和2年国勢調査はその21回目に当たる。なお、昭和19年、20年、21年及び23年には、国勢調査ではないが、全国的な規模の人口調査が実施されている。</p> <p>明治35年12月1日、「国勢調査ニ関スル法律」（明治35年法律第49号）が制定され、同法に基づく第1回国勢調査を大正9年に実施した。この法律では国勢調査は10年周期で行うこととされていたが、大正11年の法改正によって、10年周期からその中間年に簡易な調査を行うこととする5年周期に改められた。</p> <p>戦前の各回国勢調査は大正9年、昭和5年及び15年に大規模調査を、その中間の大正14年、昭和10年に簡易調査を実施した。なお、昭和20年は簡易調査の実施年に当たっていたが、戦争の影響で実施しなかった。</p> <p>昭和22年3月26日、「統計法」（昭和22年法律第18号）が制定され、特に国勢調査については、「国勢調査ニ関スル法律」の規定を引き継いで、その実施を定めている。また、統計法は新たに「指定統計」の制度を設け、国勢調査は昭和22年5月2日内閣告示第21号によって「指定統計第1号」に指定された。この「統計法」に基づいて、昭和22年臨時国勢調査を実施した。「統計法」では調査周期を5年と定めていたが、昭和25年国勢調査の後、昭和29年にその周期を10年に改めるとともに、その中間年に簡易な方法による調査を行うこととなり、これによって昭和30年国勢調査を簡易調査として実施した。</p> <p>以後、昭和35年、45年、55年、平成2年及び12年に大規模調査を、その中間の昭和40年、50年、60年、平成7年、17年に簡易調査を実施した。</p> <p>また、「統計法」が平成19年5月23日に全部改正され、国勢調査はこの「統計法」（平成19年法律第53号）により「基幹統計調査」とされた。平成27年調査は、この「統計法」に基づき簡易調査として実施し、今回の令和2年調査は、大規模調査として実施する。</p>
調査票の構成	1－国勢調査 調査票
公表	インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法（集計区分に応じ、集計の完了したものから順次公表）、官報に公示（人口速報集計による全国・都道府県・市区町村別の人口総数：調査実施年の翌年2月末まで、人口等基本集計による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数：調査実施年の翌年9月末まで）
備考	<p>1. 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は以下のとおり</p> <p>①報告を求める個人又は法人その他の団体の数の変更</p> <p>②報告を求める事項の変更における「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を把握する調査事項の変更、「住宅の床面積の合計（延べ面積）」を把握する調査事項の削除、「教育」の状況を把握する調査事項の選択肢の追加・細分化、「住宅の建て方」の補問の把握の順番の変更及び選択肢の例示の追加</p> <p>③報告を求めるために用いる方法の変更におけるオンライン回答用ID及び調査票配布方法の変更、調査世帯一覧及び調査区要図の変更</p> <p>④報告を求める期間の変更</p> <p>⑤集計事項及び調査結果の公表の期日の変更</p> <p>⑥東日本大震災に伴う計画の一部変更</p>

調査票 - 1	国勢調査 調査票
対象範囲（地域）	本邦（総務省令で定める島を除く。）
対象範囲（属性）	本邦に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）
客体数／母集団数	約1億2700万人（約5300万世帯）
選定方法	全数
配布・収集	【配布】調査員又は民間事業者【収集】調査員又は民間事業者・郵送・オンライン
把握時	令和2年10月1日午前零時現在
調査組織	総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員（又は民間事業者）－世帯
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	令和2年9月14日～10月20日
調査事項	<p>1. 氏名、2. 男女の別、3. 出生の年月、4. 世帯主との続柄、5. 配偶の関係、6. 国籍、7. 現在の住居における居住期間、8. 5年前の住居の所在地、9. 在学、卒業等教育の状況、10. 就業状態、11. 所属の事業所の名称及び事業の種類、12. 仕事の種類、13. 従業上の地位、14. 従業地又は通学地、15. 従業地又は通学地までの利用交通手段、16. 世帯の種類、17. 世帯員の数、18. 住居の種類、19. 住宅の建て方</p> <p>（「世帯の種類」及び「住宅の建て方」については、調査員による他計報告（オンライン調査システムを利用して報告する場合を除く。））</p>

【調査名】	賃金構造基本統計調査
承認年月日	令和元年10月11日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
目的	本調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和23年に「個人別賃金調査」の名称で調査を開始以降、毎年実施され、33年からは旧統計法（昭和22年法律第18号）第2条に基づく指定統計である「賃金構造統計」（指定統計第94号）を作成するための調査として実施されてきたものである。</p> <p>なお、昭和33年から35年までの3回にわたり「賃金構造基本調査」として実施され、36年には名称を「賃金実態総合調査」に変更したが、39年以降は現在の調査の名称に改め、実施されている。</p> <p>その後、平成21年4月に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定する基幹統計（賃金構造基本統計）を作成するための基幹統計調査として位置付けられたものである。</p>
調査票の構成	1－賃金構造基本統計調査調査票
公表	インターネット及び印刷物（報告書）（概要：調査実施翌年の3月、詳細：調査実施翌年の6月）
備考	<p>1. 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①調査事項（一部）のプレプリントの実施、②事業所票における「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除、③個人票における労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化、「職種番号」（職種区分）の見直し等、「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の変更、「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除、④調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合、⑤報告を求める方法の変更及び⑥集計事項の変更</p>
調査票－1	賃金構造基本統計調査調査票
対象範囲（地域）	全国（ただし、一部地域を除く。）
対象範囲（属性）	<p>1. 事業所</p> <p>日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所</p> <p>① 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）</p> <p>② 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）</p> <p>2. 労働者</p> <p>上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）</p>
客体数／母集団数	事業所 約80,000事業所／約150万事業所、労働者 約170万人／約4300万人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	<p>1. 事業所</p> <p>事業所母集団データベースによる事業所名簿</p> <p>2. 労働者</p> <p>調査対象事業所に雇用される労働者</p>

配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【収集】調査員・職員・郵送・オンライン
把 握 時	毎年6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月最終給与締切日現在）
調 査 組 織	<p>1. 一括調査企業に属する調査事業所 （オンライン調査以外） 厚生労働省－民間事業者－報告者 （オンライン調査） 厚生労働省－報告者</p> <p>2. 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所 （オンライン調査以外） 厚生労働省－都道府県労働局－（労働基準監督署）－（調査員・職員）－報告者 （オンライン調査） 厚生労働省－報告者</p>
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月1日～7月31日
調 査 事 項	<p>（事業所に係る事項）</p> <p>1. 事業所の名称及び所在地並びに法人番号、2. 主要な生産品の名称又は事業の内容、3. 事業所の雇用形態別労働者数、4. 企業全体の常用労働者数</p> <p>（労働者に係る事項）</p> <p>1. 性、2. 雇用形態、3. 就業形態（常用労働者に限る。）4. 最終学歴（常用労働者に限る。）、5. 新規学卒者への該当性（一般労働者に限る。）6. 年齢、7. 勤続年数（常用労働者に限る。）、8. 役職（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者であって、役職が部長級・課長級・係長級・職長級・その他の役職である者に限る。）、9. 職種、10. 経験年数（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）、11. 実労働日数、12. 所定内実労働時間数、13. 超過実労働時間数、14. きまって支給する現金給与額、15. 超過労働給与額、16. 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）、17. 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄（特定技能の在留資格にあつては、2の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号又は第2号の区分を含む。）及び別表第2の上欄の在留資格をいう。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）</p>

【調査名】	人口動態調査
承認年月日	令和元年10月11日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室
目的	本調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	本調査は、明治4年の戸籍法の制定を受け、明治5年から始まったものであり、明治31年の戸籍法改正により、内閣統計局で処理されることになった。第二次世界大戦後の一時期は、内閣統計局の後継組織である総理庁統計局において所掌されていたが、昭和22年6月に旧統計法に基づく指定統計調査として位置付けられた後、同年9月に、所管が総理庁から厚生省（現在の厚生労働省）に移され、現在に至っている。 なお、新統計法の施行に伴い、平成21年4月からは、基幹統計調査に移行している。
調査票の構成	1－出生票 2－死亡票 3－死産票 4－婚姻票 5－離婚票
公表	インターネット及び印刷物（月報：調査月の約2か月後（速報）、約5か月後（概数）、年報：調査実施翌年の6月上旬（概数）、9月（確定数））
備考	今回の主な承認内容は、平成30年調査結果の年報（確定数）の公表期日を令和元年9月から令和元年12月に変更であり、「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当する。
調査票－1	出生票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく出生の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900市町村
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把握時	出生の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調査事項	1. 子の氏名・父母との続き柄・男女別、2. 生まれたとき、3. 生まれたところ、4. 子の住所、5. 父母の氏名・生年月日、6. 父母の国籍、7. 同居を始めたとき、8. 子が生まれたときの世帯の主な仕事、9. 子が生まれたときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、10. 子が生まれたところ及びその種別、11. 体重及び身長、12. 単胎・多胎の別、13. 妊娠週数、14. この母の出産した子の数、15. 出生に立ち会った者
調査票－2	死亡票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく死亡の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900市町村
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把握時	死亡の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日

調 査 事 項	1. 氏名、2. 男女別、3. 生年月日、4. 死亡したとき、5. 死亡したところ、6. 死亡した人の住所、7. 死亡した人の国籍、8. 死亡した人の夫又は妻の有無、9. 死亡した人の夫又は妻の年齢、10. 死亡したときの世帯の主な仕事、11. 死亡したときの職業・産業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、12. 死亡したところの種別、13. 死亡したところの施設名、14. 死亡の原因、15. 死因の種類、16. 外因死の追加事項、17. 生後1年未満で病死した場合の追加事項、18. その他特に付言すべきことから、19. 施設の所在地又は医師の住所及び氏名
調 査 票 - 3	死産票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）の規定に基づく死産の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900市町村
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	市町村
配 布 ・ 取 集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把 握 時	死産の発生時点
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調 査 事 項	1. 父母の国籍、2. 父母の氏名及び年齢、3. 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別、4. 死産があったとき、5. 死産があったときの母の住所、6. 死産があったときの世帯の主な仕事、7. 死産があったときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、8. この母の出産した子の数、9. 妊娠週数、10. 死産児の体重及び身長、11. 胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産）、12. 死産があったところの種別、13. 単胎・多胎の別、14. 死産の自然人工別、15. 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由、16. 胎児手術の有無、17. 死胎解剖の有無、18. 死産に立ち会った者
調 査 票 - 4	婚姻票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく婚姻の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900市町村
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	市町村
配 布 ・ 取 集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把 握 時	婚姻の発生時点
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調 査 事 項	1. 氏名及び生年月、2. 夫の住所、3. 国籍、4. 婚姻後の夫婦の氏、5. 同居を始めたとき、6. 初婚・再婚の別、7. 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事、8. 同居を始める前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）
調 査 票 - 5	離婚票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく離婚の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900市町村
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	市町村

配布・取集	【配布】オンライン、【取集】郵送・オンライン
把握時	離婚の発生時点
調査組織	厚生労働省—都道府県—（保健所を設置する市・特別区）—保健所—報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調査事項	1. 氏名及び生年月、2. 国籍、3. 離婚の種別、4. 調停、審判、和解、請求の認諾又は判決の年月、5. 未成年の子の数、6. 同居を始めたとき、7. 別居したとき、8. 別居する前の住所、9. 別居する前の世帯の主な仕事、10. 別居する前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲(地域)	調査票の様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は調査票の提出期限	備考
高齢者の経済生活に関する調査	令和元年10月9日	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(高齢社会対策担当)室	「高齢社会対策大綱」(平成30年2月16日閣議決定)に基づき、高齢者の基本的な生活の状況、仕事に関する状況、経済的な暮らし向きに関する状況、貯蓄、資産等に関する状況を把握し、高齢社会対策の施策の推進に資することを目的とする。	全国	1	3,000人	無作為抽出	調査員	1回限り	令和元年11月～令和2年1月	
通信利用動向調査	令和元年10月9日	総務省情報流通行政局情報通信政策課	利用者の視点における情報通信の利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	40,600世帯 6,000企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年11月中旬～12月下旬	今後も継続的な実施が想定されているが、回収率向上方策についての検証が必要であるとの観点から、1回限りで承認
鉄鋼需給動態統計調査	令和元年10月9日	経済産業省製造産業局金属課	生産業者の工場における普通鋼鋼材の鋼材部門別の払出の実態を把握し、鋼材の需給状況を明らかにするとともに、生産業者の本社営業所及び販売業者における普通鋼鋼材の鋼材部門別の受入・払出・在庫の実態を把握し、鋼材の需給状況を明らかにして、行政施策の基礎資料とすることを目的とする。	全国	2	400事業所	全数	郵送 オンライン	毎月	調査月の翌月12日	
鉄鋼生産内訳月報	令和元年10月9日	経済産業省製造産業局金属課	特殊鋼鋼材の鋼種別・形状別生産並びに鉄鋼の生産設備基数を把握し、適切なる行政施策の基礎資料とすることを目的とする。	全国	1	240事業所	全数	郵送 オンライン	毎月 1年	調査月の翌月12日 毎年1月12日	
リサイクル産業実態調査	令和元年10月23日	経済産業省産業技術環境局資源循環経済環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課	リサイクル事業者の実態を把握し、将来の社会構造・産業構造を見据えた効果的な政策立案のための基礎データを得ることを目的とする。	全国	1	16,500社	全数	郵送	1回限り	令和元年11月	
青少年のインターネット利用環境実態調査	令和元年10月29日	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)	青少年及びその保護者を対象に、青少年を取り巻くインターネット環境の状況等について調査し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)に基づく関係施策の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、関係施策をより効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	13,000人	全数 無作為抽出	調査員 オンライン	1年	毎年11月上旬～12月中旬 (令和元年度に限り、令和2年1月～2月に実施)	
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	令和元年10月29日	文部科学省生涯学習政策局情報教育課	学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された教育用情報機器のほか、学校のインターネット接続環境、教員のICT活用指導力の実態等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	33,764校	全数	オンライン	1回限り	平成31年2月中旬～令和元年6月中旬	
全国都市交通特性調査試験調査	令和元年10月29日	国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室	全国都市交通特性調査の精度向上の取組の一環として、新たに調査事項を追加するとともにオンライン調査等の調査方法の見直しを実施した場合の実務上の影響等を把握し、令和2年度に実施予定の第7回全国都市交通特性調査の企画・設計の検討における基礎資料を得ることを目的とする。	横浜市 磐田市 宇都宮市	3	1,500世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年10月～12月	
全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査事前調査	令和元年10月29日	国土交通省道路局企画課道路経済調査室	全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査の回収率向上に資するための調査物件の改善やWEB調査システムの改善による回収率等への影響を実地に把握し、今後の検討における基礎資料を得ることを目的とする。	江戸川区 福岡市早良区 筑前町 広川町	5	15,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年10月下旬～11月下旬	
水産物流通調査	令和元年10月31日	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産加工業振興対策等のための資料とすることを目的とする。	全国	1	2,900経営体	有意抽出	調査員 郵送 オンライン FAX	1年 (漁業センサスの実施年を除く)	毎年4月上旬～5月下旬(調査員調査) 毎年4月上旬～4月下旬(調査員調査以外の調査)	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	高知龍馬空港法人向けアンケート	令和元年10月1日	高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課	高知県幡多地区、愛媛県四国中央市、香川県観音寺市等近隣空港と競合するエリアにある法人に対して実態調査を行うことにより、高知龍馬空港の利用拡大を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県幡多地区(四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村) 愛媛県四国中央市 香川県観音寺市	1	700法人	有意抽出	郵送	1回限り	令和元年11月1日～11月21日
	受注企業における実態把握アンケート調査	令和1年10月1日	高知県商工労働部工業振興課	高知県内の工業分野における受注企業の現状課題等を把握し、施策検討に用いることを目的とする。	高知県全域	1	230事業所	有意抽出	郵送	1回限り	令和元年8月20日～8月31日
	熊本市の上下水道についてのアンケート調査	令和元年10月1日	熊本市上下水道局総務部経営企画課	熊本市民の上下水道事業に対する評価・要望・不満等を把握し、上下水道事業を円滑に推進することを目的とする。	熊本市全域	1	3,000戸	無作為抽出	郵送	1年	毎年10月31日
	県内外国人住民数調査	令和元年10月3日	富山県総合政策局国際課	富山県の国際交流事業及び多文化共生事業の参考とすることを目的とする。	富山県全域	4	15市町村	全数	郵送 オンライン	1年	毎年12月中旬～1月中旬
	地域福祉の推進に向けたアンケート調査	令和元年10月8日	青森県健康福祉部健康福祉政策課	都道府県地域福祉支援計画(社会福祉法第108条)である青森県地域福祉支援計画の改定に当たり、基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	1	350機関	全数	郵送	1回限り	令和元年11月1日～11月30日
	地域福祉の推進に向けた青森県民の意識に関するアンケート調査	令和元年10月8日	青森県健康福祉部健康福祉政策課	都道府県地域福祉支援計画(社会福祉法第108条)である青森県地域福祉支援計画の改定に当たり、基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年11月1日～11月30日
	結核についてのアンケート調査	令和元年10月8日	高知県健康政策部幡多福祉保健所	結核患者のうち65歳以上の高齢者の占める割合が増加している中で、今後、高齢者施設等での集団生活に伴う感染拡大の予防を実施するにあたり、当該施設常勤職員の結核についての知識、認識等を把握し、より効果的な普及啓発方法について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	四万十市 宿毛市 土佐清水市 黒潮町 大月町 三原村	1	800人	全数	郵送	1回限り	令和元年10月下旬～11月上旬
	木質バイオマス統計調査	令和元年10月8日	高知県林業振興・環境部木材産業振興課	高知県内の木質バイオマス発電事業者が発電利用及び木質バイオマス燃料とするために入荷した原木量(バイオマス向け県内素材生産量)を把握することにより、森林・林業施策の基礎資料を得ることを目的とする。 高知県内の事業者で製造されている木質ペレット製造実績、並びに高知県内で木質ペレット流通を行っている事業者における仕入・納入実績を把握し、県内の木質ペレット需要量及び自給率を明らかにすることで森林・林業施策の基礎資料を得ることを目的とする。 高知県内の木質バイオマス発電事業者の発電施設の稼働状況を明らかにし、バイオマス向け県内素材等の需要動向を把握することにより森林・林業施策の基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	5	20事業者	全数 有意抽出	郵送 オンライン 電話 FAX	1年 四半期	毎年2月1日～3月末日 毎年4月1日～5月末日 4月、7月、10月、1月の それぞれ末日
	川崎市高齢者実態調査	令和元年10月8日	川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課	令和3年度から令和5年度までの3か年にかかる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。	川崎市全域	7	34,677人 1,677事業者	全数 無作為抽出	郵送	3年	令和元年10月25日～11月29日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	埼玉県職業能力開発調査	令和元年10月11日	埼玉県産業労働部 産業人材育成課	埼玉県内の事業所が求めている人材、職種、技能等の実態や動向を知ると共に、事業所の人材や職業能力開発に対するニーズを把握し、埼玉県の産業人材育成行政の基礎資料とすることを目的とする。	埼玉県全域	1	3,000事業所	無作為抽出	郵送	5年	令和元年12月1日～12月18日
	事業承継に関するアンケート調査	令和元年10月11日	島根県商工労働部 中小企業課	島根県内の企業を対象に、事業承継への対応状況を把握し、事業承継支援を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	1	25,000企業	全数	郵送	1回限り	令和元年11月下旬～12月末
	就労等に関する意識調査	令和元年10月11日	宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課	女性・高齢者などの潜在的労働力の就業促進や、女性や高齢者をはじめとする誰もが働きやすい職場づくりを推進するため、現状を把握するとともに、宮崎県における雇用政策の基礎資料を得ることを目的とする。	宮崎県全域	3	6,000人 3,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年11月中旬～12月中旬
	沖縄子ども調査(高校生調査)	令和元年10月11日	沖縄県子ども生活福祉部 子ども未来政策課	沖縄県の子どもの貧困対策を効果的に実施する上で必要となる高等学校の生徒及びその保護者の生活実態や支援ニーズ等を把握することを目的とする。	沖縄県全域	2	7,250世帯	無作為抽出	郵送 学校	不定期 (原則として3年)	令和元年11月上旬～11月下旬
	薬剤師・薬局機能評価調査(令和元年度薬剤師・薬局に関するアンケート)	令和元年10月16日	高知県健康政策部 医事薬務課	地域住民や在宅医療・介護関係者が薬剤師・薬局に期待していることを把握し、地域の実情に応じて薬局機能を強化するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	2	1,800人	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年10月下旬～11月上旬
	外国人留学生・技能実習生等実態調査	令和元年10月18日	群馬県企画部 外国人活躍推進課	群馬県内で修学・就労している外国人留学生及び技能実習生の生活・就労実態を調査し、群馬県の外国人活躍施策に反映させることを目的とする。	群馬県全域	5	470人	有意抽出	調査員	1回限り	令和元年6月26日～10月31日
	相談会出展報告調査	令和元年10月18日	高知県農業振興部 農業担い手支援課	県外就農相談会に出展した各団体における相談件数の管理・把握の整理や、移住・定住コンシェルジュや高知県農業関係機関との相互情報を共有するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	20市町村	全数	郵送 職員	年10回	毎年5月下旬～2月上旬
	男女共同参画社会づくりのための県民意識調査	令和1年10月18日	佐賀県男女参画・子ども局 男女参画・女性の活躍推進課	佐賀県民の男女参画等に関わる意識や行動実態等について把握し、令和2年度に策定予定の「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」の基礎資料を得ることを目的とする。	佐賀県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年10月18日～11月2日
	中小・ベンチャー企業の経営環境に関する調査	令和1年10月31日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	大阪府内の中小・ベンチャー企業における経営環境ならびに経営特性を把握し、府内中小・ベンチャー企業への支援のあり方について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	2,000社	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年11月15日～12月20日
	宮崎県森林環境税アンケート調査	令和元年10月31日	宮崎県環境森林部 環境森林課みやざきの森林づくり推進室	平成18年度に導入した宮崎県森林環境税が第3期(平成28年度から令和2年度)14年目を迎える状況を踏まえ、第4期を継続するか否かについての意見や、仮に継続した場合の事業内容など、今後の税制度のあり方について宮崎県民及び企業の意向を把握し、検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	宮崎県全域	2	1,200人 500企業	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年11月上旬～12月上旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	青森県親子等生活実態調査 (変更前の名称:青森県ひとり親家庭実態調査)	令和元年10月3日	青森県健康福祉部 子どもみらい課	青森県内における母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦の生活実態及び福祉需要を把握し、その福祉を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	1	4,000世帯	無作為抽出	郵送	5年	令和元年11月1日～11月30日
	千葉県保健医療計画改定に係る基礎調査	令和元年10月3日	千葉県健康福祉部 健康福祉政策課	保健医療施策の基本指針である「保健医療計画」の一部改定にあたって、千葉県の医療体制について実態の把握と分析、課題の抽出を行い、その結果をまとめることで、同計画における記載事項を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	5	4,198施設	全数	郵送 オンライン	1回限り	令和元年9月～9月末日 令和元年9月～10月末日
	県民健康・栄養実態調査	令和元年10月3日	新潟県福祉保健部 健康対策課	新潟県民の生活習慣の状況等を把握し、健康にいがた21等計画の評価指標の進行管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	3	3,000人	無作為抽出	調査員	1年	毎年11月1日～11月30日
	産業廃棄物処理動向調査	令和元年10月4日	岐阜県環境生活部 廃棄物対策課	岐阜県内の産業廃棄物の発生、処理等の状況を総合的に把握し、10年毎に策定予定の廃棄物処理計画の基礎資料を得ることを目的とする。	岐阜県全域	4	200事業者 4,800事業所	全数 無作為抽出	郵送	5年	令和元年10月11日～11月8日
	市民の健康づくりに関するアンケート調査	令和元年10月4日	福岡市保健福祉局 健康医療部健康増進課	「健康日本21福岡市計画」における数値目標の達成度を把握し、最終評価に繋げることを目的とする。	福岡市全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	1年	令和元年7月下旬～8月下旬
	買物行動調査	令和元年10月7日	相模原市環境経済局 経済部商業観光課	相模原市内の消費者の買物行動や商業地に対する要望等を調査し、今後の市内商業振興施策及び事業者等が活用できる基礎資料を得ることを目的とする。	相模原市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	4年	令和元年10月30日～11月22日
	静岡県雇用管理状況調査	令和元年10月8日	静岡県経済産業部 労働雇用政策課	静岡県内の事業所における人材確保・育成や就労環境の整備、多様な人材の活躍に関する取組状況を把握し、県内の産業を担う人材を確保・育成し、誰もが働きやすい環境の整備を支援していくための基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	1	3,200事業所	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として1年)	令和元年11月1日～11月30日
	北九州市高齢者等実態調査	令和元年10月8日	北九州市保健福祉局 地域福祉部長寿社会対策課	北九州市に在住する高齢者等の保健福祉に関する意識やニーズを把握する。また、この結果を令和2年度中に策定する老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画を包含した「(次期)北九州いきいき長寿プラン(仮称)」策定のための基礎資料とする。	北九州市全域	4	10,200人	無作為抽出	郵送	3年	令和元年11月15日～12月15日
	公契約条例の可否を含めた検討のための労働者賃金等に係る実態調査	令和元年10月9日	神奈川県県土整備 経理課	神奈川県県土整備局が発注する公共工事に従事する労働者の賃金等の実態を把握し、公契約条例の導入の可否を含めた検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	神奈川県全域	1	300企業	全数	オンライン	1年	毎年11月1日～2月第2金曜日
	産業廃棄物実態調査	令和元年10月10日	福井県安全環境部 循環社会推進課	廃棄物の発生量・処理量等を把握し、5年毎に策定予定である廃棄物処理計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	福井県全域	8	840事業所	全数	郵送	5年	令和元年10月上旬～11月下旬
	公立小・中・高等学校における児童生徒の喫煙等状況調査	令和元年10月11日	青森県健康福祉部 がん・生活習慣病対策課	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育は、現在、小・中・高等学校の学習指導要領に基づき各学校において実施されているが、タスポの導入やたばこの値上げ、加熱式たばこなど、そして、健康増進法改正に伴う受動喫煙対策の強化などのたばこを取り巻く環境の変化に伴い、未成年者の喫煙の現状に変化が生じていることから、これまで実施した調査結果と比較検討すること及び未成年者の飲酒と喫煙の関連性について把握することを目的とする。	青森県全域	4	14,500人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として4年)	令和元年11月1日～11月30日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	県民の健康に関するアンケート	令和元年10月11日	埼玉県保健医療部健康長寿課	埼玉県の健康増進計画である埼玉県健康長寿計画及び埼玉県食育推進計画の推進状況を把握するのに必要な基礎資料を得ることを目的とする。	埼玉県全域	1	637人	無作為抽出	調査員	1年	毎年11月1日～30日
	外国人住民国籍・地域別人口調査	令和元年10月14日	三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課	三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。	三重県全域	1	29市町	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年12月下旬～1月下旬
	なら健康長寿基礎調査	令和元年10月17日	奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課	奈良県民の日常生活の中での健康づくりの取り組みの実態や健康に関する生活習慣地域活動(ソーシャルキャピタル)の実態を把握することにより、なら健康長寿基本計画を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	1	13,200人	無作為抽出	郵送	1年	毎年10月23日～11月7日
	大阪市障がい者等基礎調査	令和元年10月23日	大阪府福祉局障がい者施策部障がい福祉課	障がいのある方の生活状況やニーズ等を把握することで、障害者基本法に基づく障がい者支援計画及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を改定するための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪市全域 (ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。)	9	32,210人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として3年)	令和元年11月下旬～12月下旬
	宮ヶ瀬湖周辺地域観光客消費動向等調査	令和元年10月25日	神奈川県政策局制作部土地水資源対策課	宮ヶ瀬湖周辺地域内の各地域における観光客の動態や消費動向などを把握し、実効性のある新たな観光振興施策の展開や施策効果を検証するための基礎資料を得ることを目的とする。	相模原市緑区 (根小屋、長竹、青山、鳥屋) 厚木市(飯山、七沢) 愛川町全域 清川村全域	1	150人	有意抽出	調査員	年2回	12月末
	中小企業景況調査	令和元年10月25日	愛知県経済産業局産業政策課	愛知県内の中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域	4	2,000社	無作為抽出	郵送 オンライン FAX	四半期	5月末日、8月末日、11月末日及び2月末日のそれぞれ3日前頃から10日間
	市民福祉に関する行動・意識調査	令和元年10月25日	神戸市保健福祉局政策課	神戸市市民福祉総合計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。	神戸市全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	不定期	令和元年11月下旬から12月下旬
	秋田県男女の意識と生活実態調査	令和元年10月31日	秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課	秋田県の男女共同参画社会に関する県民の意識と生活実態を把握することにより、今後の男女共同参画行政の施策立案等の基礎資料を得ることを目的とする。	秋田県全域	1	2,200人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として5年)	令和元年12月末日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。